

第 年 月 日

保有個人情報訂正請求却下通知書

様

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター理事長



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、次の理由により、請求を却下するので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正を求める内容	
3 却下の理由	
4 事務担当課	電話
5 備 考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、東京都を被告として（訴訟において地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを代表する者は地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター理事長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。